

# 史料

## 江戸時代 旅宿物語 五話 (五)

「江戸時代の道路を往く」の續篇

渡部 英三郎

— 本號 目次 —

七 旅宿雜景(前承)

◎ 旅宿の主人

◎ 旅宿と農民

### 七、旅宿雜景

◎ 旅宿の主人

前號では時勢の推移に伴へ、頽廢衰退の運命を辿りつゝ、あつた封建末期の武士階級の生活が、旅宿の内外に、如何なる現はれを示してゐたかを眺めて來たが、本號でも尙續いて、旅宿を中心に展開してゐた雜景若干に就いて物語りたい。先づ旅宿の主人に就いて語らう。



旅宿や問屋が廉恥を失ひ去つた輕輩の武士からまで、無道に苦しめられてゐたことは前述の通りであるが、然し彼等の中でも本陣の主人などは地方の名門の舊家であり、時には長者でさへあつたのだ。虎の威を借る小吏等の醜汚卑劣な仕打ちに對して、強い侮蔑の感情を抱きながらジツト耐へてゐるやうな者も少くなかつたであらう。

道中の問屋、名主、年寄等には古へ七武の將に仕へて、武名を遂る氏姓の末にも多く又御當家の親類縁者も多くして、あながち卑賤の未斗もなし。

とある「民間省要」の記述などは、彼等の由緒を物語るものである。

「註」名主、年寄などにして本陣を勤める者は少くなかつた。

それはいろ／＼の物語などに現はれて來る。鳥崎藤村氏の

「夜明け前」なども本陣の主人をそうしたものとして扱つ

た物語の一つである。

往時、武將等が征旅の途次などによく長者の邸へ投宿した話が傳へられてゐるが、宿の驛家として、行軍の軍隊や

旅人等を宿泊させ、軍馬のために糧秣を供したりして旅宿の先驅を成せるものも恐らくは土地の有力者または富者であつたに相違ない。餘程廣大な建物や宅地を所有するの思なければ、そうした仕事の經營は不可能であつたものと思はれる。殊に江戸時代になつて諸大名の大袈裟な團體旅行(參觀交代  
旅行)が定期的に繰返され、それに對應する種々の設備を必要とするに至つてからは、益々豊富な財力を有つ者でなければ本陣またはそれに類する旅宿の經營は困難になつて來たに相違ないのである。本陣の經營者に名主その他の有力者が多かつたのはそれがためであらう。彼等自身の餘裕ある生活は次第に文武の道などにも勵む機會を與へ、中には武術にも達し學問も修めて、心膽の鍊れた人々も少くなかつたものゝ如くである。「民間省要」が矢張り卷之二に於いて

其内にはしかれ、それ／＼武術有も有、若し時の氣により虫に依て不レ斗、却て寇と成事あらばいかんせん。然る時は近くは各御頭の世話と成、難と成、遠くは君命を機

し奉るに成らん。又は家も品によつて立候事あらじ旁々無益の働なり。(中略)下々の非道に逢ふて堪忍するは禮也敬なり。且又其剛臆を論ぜんに何れか剛とし何れか臆とせん。(下略)

と記し、旅宿の主人、問屋の主人等の激怒を誘發することの危険を誡めてゐるなどに徴しても、彼等の人柄やその底力などが窺ひ知られるであらう。「何れか剛とし何れか臆とせん」と云つてゐるのは、彼等が一度激怒する場合、ヒョロ／＼武士共の手ではどうにもならないであらうことを警告してゐるものと思はれるのである。事實彼等の内には亂暴な武士等が抜刀して争闘するやう場合に於いても、臆せず慌てずはその仲裁に當るほどの膽力と自信とを有つ者も少くなかつたのである。

其外かりそめにも、武士の取扱ならば、或時は抜刀の中へも走り入て事捌き危き場をも凌ぎ逢ふ事も有、かゝる時に臨て身をかへり見るに不能(下略)……(民間省要卷之三)といふ記事などは、どつしりとしてものに動ぜぬ彼等の倅

を偲ばせるものであらう。そうした彼等でありながら、とるにも足らぬ輕輩武士の暴狀に目をつむり、時にはその理不盡な答にむち打たれることさへ忍ばなければならなかつたのは、若し抵抗の態度を示せば前にも述べたやうに官權を濫用して、恐るべき復報を受けねばならなかつたからであらう。彼等はこの點に於いて封建の民が一般にそうであつたやうに矢張り無告の人々であつた。往還の武士等の不正をいふ筋へ訴へなどしても、それは容易に取り上げられないばかりか、却つて反對に無實の罪に陥れられる危険さへ多分にあつたのだ。

驛より荷物貫目等を改め、人馬の法に過たるをいへば、往還の武家よりは人馬停滯し、士に向て意外なる惡口雜言を吐など、更に用るに足らず、今迎も士より驛の人を打つは易く、驛より士へ言葉を返すは難し。(中略)且又驛より往還の非法を公所へ訴る事は、前後にかへり見る事有て、其言出す事石よりも重し。往還(往還する武士等を指す)より驛(主として問屋の失を公所へ通る事は、矢よりも

早し。夫往還の士は、皆公所の人多ければ、相互に朋友也。親みあり好み有て、朝夕の會合は世上の物語の序にも、言ふに安く聞くに信あり。驛宿の卑賤公所へ及事なし。(同書卷之二)

この記事は武士等の不正に對して無告の立場に在つた問屋に關する記述であるが旅宿についても同様であつたに相違ない。その筋の藩吏等も結極同じ穴の狸で、往還の武士等が犯す不正に就き問屋や旅宿から訴へ出でるやうなことであつても容易にそれを取り上げなかつたといふのである。そのみならず、そうした場合訴訟者側が屢々却つて無實の罪に服せしめられるやうな破目によつたことは

或は其人によりては、自の非を隠して重て言上させまじき爲に、白きを變じて黒きと言、善を變じて惡といふ共、誰か其察を入れて引口の理非を正さん。無理非道の人の爲に、道中還て罪を得しためし多ぞかし(同上)

とあることなどによつても知られよう。當時封建社會は縦へ既に衰頹の過程を辿りつゝあつたとはいへ、尙武家支配

の鐵則が嚴存してゐた。かゝる時代に在つて武士に對して少しでも反抗的な態度を示すならば、または批判的な傾向を示してさへもその理由の如何に拘らず、一樣に反武士的分子として、彼等に共通な階段的憎惡を受けその復報を蒙らなければならなかつたのである。かくして多くは宿場々々の主要人物であつた本陣の主人が、吹けば飛ぶやうな輕輩武士にまで横車を押され不當な苦しみを受けながらも、大抵泣き癡入りに終らなければならなかつた原因も容易に理解せられるであらう。當時旅宿の主人は、現在などよりも旅人に對して、遙かに親切な世話人であり、廣汎な社會的な役割を果しつゝあつた。

旅行の事一日の旅也共、宿と云物なくて止みなんや。遠路波濤の末に旅し、かりそめに立よる宿、或は處をかり軒下に臥ても、其の人に事あらんに、皆其あるじの世話ならずと云事なし。

まして年來の宿、海川の難所によるの地におひておや。凡諸國の大名小名の往來の限りなき末々の人に至りて年

中事あれば、皆其本亭へ来て世話に成、或は風雨、洪水、喧嘩、口論、病難、病死の不意成事にも、終に見聞もせぬ人々、其國々其守（藩主のこと）を名乗来て、其他の本亭（本陣）の世話と成事常也といへど、大事は格別、小事の分は悉上聞に不達して空しく隠る（民間省要 卷之三）

旅行者の遭遇することもあるべき、それ等の不幸な出来事に對して、應急の保護を加へ、または適宜に解決すべき機關がなかつた當時に於いて、それ等のことを果すべき社會的役割は自然に旅宿の主人に課せられてゐたものゝ如くである。勿論村々や宿場には名主年寄等の村役人もあつたが、旅宿の主人は、その宿泊人に關する事件の限りに於いて彼等への協力者であつた「縦公所の沙汰と成るとも、いよ／＼又諸事其所の本亭、諸證人と成て事を濟す事より」といふ記述などにそうした様子が窺はれよう。

且病人其所に逗留する事あれば、又其外亭へ行來、立會て所の醫者をかけ、善き有惡きも有、善きに至れば速かに立て行、惡きに至れば其地に取置、寺の事を世話し、

其人の金銀大小衣類は、諸事皆其家來本亭へ頼て立會、改を請け封印を頼んで、其上江戸、京、大阪、國許、夫々遠き所へ飛脚を以て注進し、其役人中の差圖による。

かゝる中にて本亭の主じ、膝の上にて看病し、見も知らぬ人の前途を見果、或は筋ある人は跡目杯の、願の證人に迄成て申立、是を御用に有て願の通に跡目の相立事なども有、色々様々の事、爰に盡し難し。

交通の不便な當時に於いて、遠い旅路で生死の病に罹つた際など、その處置に關する役割は自然に旅宿の主人によつて果されるの外なかつたであらう。その頃有名な旅宿の主人の多くが何かしら俠氣を帯びてゐたかのやうな印象を種々の物語りなどから受けるのは、恐らくはそうした事情が彼等の氣風に影響してゐたことを反映するものではあるまいか。

幕府の循吏、田中丘隅は往還の武士等から不當な横車を押され、損失を受けながらかゝる重き社會的使命を果しつゝあつた旅宿の主人（本陣の主人を主として指す）に關

し凡道中宿々にして、一夜たり共諸家心あらば其あるじを疎にすべからず其地の案内者あればより。治る時といへど、地震出火洪水等の不意の難儀なくんば有べからず。又遠國に事あらんに、難所を越え急を告げ諸事其家の子にひとしく密事を辨じ(中略)是代々の由緒を以て貴人大家の宿を勤め、其親の不<sub>レ</sub>淺が故なり人により一驛の人は皆其亭長(本陣の主人)に隨へば、縦人の入事あり共其力を以て足りぬべし。(中略)それが中にも亦家名正しき者どもありて、更に賤しむべきにもあらず、殊に古來より各其所の長たる者共ゆへ人の上に立て公令を下知し、人の隨ふにまかせて、卑賤の役たりといへど、其地の名主間屋を兼て、其驛の事を司る事故何事も此者共の心一つにして、道中の用事の不<sub>レ</sub>調云事はなし。依て古しへより、休泊の間の宿々の本亭へ、上下御届のありしは、常に用事を承るゆへなり

と記して、諸侯が彼等を蔑視し、粗略に取扱ふことを誡め、そして諸侯との關係に於てい、旅宿の主人が果してゐた役

割の重大さを説いてゐるが、それは當時旅宿が單なる宿泊の機關ではなくその社會的機能が極めて廣汎であつたことを思はせるものである。同時にそれ等の記述は、前にも述べてきたやうに、旅宿の主人(本陣の主人)の、地方一圓に於ける有力な地位を物語るものである。

彼等はまたその生活の少からぬ部分が時代の貴族層と接觸を有つだけに、袴や上下を着けたり、脇差を帯びたりするやうな、半ば武士的な生活の様式に昵む人々であつた。

「民間省要」が旅宿の主人中無能な人々につきて

それが中にも、又筋宜しからぬは、如鷲々と上下斗り着て用に立事なきもありなん

と輕蔑してゐるのや、また江戸時代に於ける外國旅行者の紀行中に、本陣の主人の服装や態度を記して

主人は國內の王侯貴人を泊れるに慣れたれば、我等に對しても同じ様なる接待振りをなす。袴(原文には Camisimo とあり)

即ち禮服に短劍を佩き我が一行を村外へ又は野外まで出迎へ、我等各人に挨拶し、歡迎の意を丁寧なる膝打に寓

し、就中檢使の乗物、我が代表の駕籠の前には殊に深く身を沈め、兩手を以て、舌殆ど頭を以て地面に觸るゝに至れり。(中略)我等此處(宿)に到着すれば我等は少しの猶豫もなく我手先達は(隨員)家内を通りて(前文参照)定めの部屋に案内さるゝは快からぬことにあらず(ケンペル江戶參府紀行)

といつてゐるなどは、彼等の生活様式の一面を偲はせるものであらう。同じ旅行記が再び旅宿の主人を語つて

我等當てがはれたる室に入れば、旅舎の主人は直ちに旅舎の次席の男(番頭をいふであらう)數人と共に各々挽茶一盞を以て現はれ、それを身分と威嚴とによりて、體を卑く又極めて卑く屈し、遠くより、懷の中からも取出す如くし、如何にも恐懼せる音聲にてア！ア！(1)「ah ah」と言ひつゝ、各人の前に差置くなり、此人々は常ならぬ場合に着る禮服を着け、短劍を帶して、我等の一行が留まりゐる間は、家の内にては之を取外すことなし。(同上)

と云ひまた他の場所で

我が一行が、旅舎を出發する用意整へば、我商館長は主人を招き、通詞兩人の目前にて勘定の拂として、彼に小さき盆の上に金貨を載せて差出す。主人は膝と手の上とに這ひて、恐れ謹みて進み盆を手にして事を終るまで額を床まで下げて、深き地聲にてア！ア！ア！といふ聲を數多く吐出しつゝ、恭謝の誠意をいたす(これはこの國にて恭順と尊敬とを表はす言葉なり)。(同上)

と記してゐるのは、本陣または脇本陣の主人等の生活様式の一面を想見せしめるものである。蓋し職業柄、彼等が時代の貴族層、武士群に接觸する職層が多く自然にかゝる儀禮の様式を必要とするに至つたことを示すものである。

「註」(1) 恐らくは「ハハツ！」といつたやうな恐縮恐懼を示す彼等の聲が外人にはア！ア！と聞えたであらう。

然しそれ等は當時に於ける特權階級的旅宿の主人に關する記述であつて、庶民旅行者を顧客とせる一般の旅宿まで、そうした種類の人々によつて經營されてゐたものでないことはいふまでもない。「東海道中膝栗毛」などの中に屢々

現はれて来るやうな庶民旅宿はそれとは遙かに異つた型の人々によつて經營せられてゐたのである。庶民旅宿の經營者中には、例へば一膳飯屋か小料理店などで小金を残し、それを資本として旅宿の經營に手かけたやうな者もあつたらうし、また他の機會（「江戸時代の道路を往く」）にも述べたやうに、農村が窮乏し、宿場や寺社附近の盛り場などが日に増し繁昌して來ると、氣働きのある機敏な農民は、農村の生活に見切りをつけ、町へ集中してあつたといふが、彼等の中には商人となるものもあり、茶屋や旅宿の經營者となつた者なども少くなかつたやうである。

彼等の中にも、商賣大切に、眞面目に立ち働く實直な者も少くなかつたが、中には、殊に茶屋などの經營を兼ねたり、女を目當てに宿泊する客の吸引を主なる目的とするやうな場合、往々にして其處は無頼の徒のどぐろする巢窟となり犯罪の醗釀せられる苗床となつたものゝ如くである。隨つて經營者の人柄もそれに相應した附近の人々から爪彈きされ、毛嫌ひされるやうな型の間人も少くなかつたらし

5。  
其處では常連の博奕が行はれ、誘拐された婦女の營利賣買が行はれ、意地汚い飲食が繰り返されてゐた。寛政年間に書かれた「足民論」が

毎春椀飯御用に出て、旅籠宿に博奕を始む近き頃は博奕の靜かなるもの共、役人に紛れて勝負をするなり。既に寛政元己酉は諸國一同に嚴しき御糺故、村に蚊喰博奕も出來ぬに、椀飯旅籠宿は出來たらうよし

と記してゐるのは、松平定信が幕閣に立つて、田沼黨弊政の跡を改革せる當時に於いてさへある稀の旅宿には役人に化けて博奕を打つ無頼の徒がウヨ／＼してゐたことを示すものである。同書が続いて

はたご宿は御城下御町奉行支配故、郡方の下知にはとゞかぬことながら、公儀は御一體なれば、あまり人數混雜せず、御法度を守らせたまものなり。人數多ければ酒盛も出來、博奕もはじまり、段々仕癖に爲りて、御法度嚴敷時も、隠し博奕打事も功者になり、人情の常とは申な



がら、御法度弛めざる様にありたき事に奉存候  
と記してあるなども旅宿と博奕との密接な聯關を推察せし  
めるものでなければならぬ。それ等のことは

山横目(藩の山林監督者) 庄屋御役所へ出入の時、御城下の旅籠  
宿の亭主を中に立て、御用向伺故、旅籠屋の亭主手代と  
内通して役所大小の御用筋御觸れの先きまはりして下へ  
しれるなり(同上書)

といふ記述など、共に旅宿の主人の、無頼漢的な人柄やそ  
してまた不正な下級藩吏などと結托しての不正振りなどを  
思はせるものである。前文で述べたやうな不當な旅宿の女  
等は、恐らくは斯うした型の人々によつて女術の類から營  
利を目的として買取られ、涸れてゆくまで吸血せられたこ  
とであらう。

斯うした不健全な宿旅の經營者に對して、不正や犯罪の  
摘發者であるべき「目明し」なども、決して正廉な任務の  
遂行者ではなく、多くの場合寧ろ彼等と共通の利害によつ  
て結ばれた同じ穴の狸であつたであらう。目明しが地方で

不正を働き良民を苦しめてゐたことは前にも觸れた通りで  
あるが「民間省要」は更に詳しく彼等の正體を暴露してゐ  
る。

近年世に目あかしと云者出來て、六ヶ敷知れにくき詮議  
を見出し聞出して、問落し決行任能きと云より、官所そ  
れんぐの下には必ず「目あかし」と云ふもの有、是を首  
伐共言事は、すでに首を刎ねらるべき罪人の内より、他  
の惡事を訴人し、又御詮議の事に付、其事を注進し、兎  
角己れが首の代に人の首を切取る事に命たすかり傳馬町  
の牢内に居て、時々官所へ召して御尋ねの事を承り、品  
によりては諸方へつかはされては、罪有者を親問ふ事を  
業とす(中略)自分年來其惡行に染みて酔きも甘きも身に  
知つてする穿鑿なれ。縦ば穴の中までもさがし出さずと  
言事なし。よつて官所へ是等を用ひ給ふ事一理なきにし  
もあらず。(中略)亦彼等が國中へ出て走り、民間に害を  
なす事夥し。既に是に成ると、人疫神のごとくにおぢ恐  
れ、這ひ届する事也。是何事にも見出し、聞出し是に

さゝれて公所へ引れん事を思ふなり。(中略)只罪なき者も、彼等が氣にさはらぬ様に用心のみするゆへに何を云ても不<sub>レ</sub>用と云事なし。況や身に一癖有者、又は所々にあるかくひとほりの者、それ<sub>レ</sub>の異名ある程のものは、天下皆時の「目あかし」の末社と成故、素人のばくち打共にあてこすりして、金銀を貪り取り、世上を掠め劫す事を業として、金銀をば塵芥杯の如くに遣ふ。衣服脇ざし等の結構、分に過ぎ人の目を驚かす事法に過たり。後には段々奢り長じて已れが威しに服せざるものをば、小科をも大罪と言ひなし、白きを黒きにまげて人を惱亂し、無實の罪に落し、或は富貴なるものをば、何の意趣なきに見込んで物取に仕かけ、種々の悪行超過して、果は皆首を遂に刎ねらるゝ多し(下略)

斯うして良民から毛蟲のやうに嫌はれ、恐れられてゐた存在が、罪惡、遊墮、淫蕩等の暗黒面を色濃く有つた茶屋やいかゞはしき旅宿の經營者などゝ無關係に在る筈はない。恐らくはそれ等の旅宿や茶屋は、目あかしのために無代の

酒色の供給者であり、同時に目あかしは時により、無頼漢型の經營者等が不法に行ふ婦女誘拐や、その他の罪惡に關して、背後から片棒を擔ぐ役割をさへ勤めたことであらう。少くとも見て見ぬ振りをして過すやうなことは珍らしくなかつたであらう。

そうした旅宿に罪惡の温床として、犯罪者の潜伏所としてその筋の鋭い眼が注がれてゐたことはいろ／＼の物語などにも現はれて來るが、街道筋を離れた村落の旅宿に對してもその警戒は相當嚴重であつたものゝ如くである。

往還に無<sub>レ</sub>之脇道の村に於いて宿借申者於<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之は庄屋所へ同道仕、庄屋處にて様子を相尋ね、不<sub>レ</sub>苦者に於いては一宿は借可<sub>レ</sub>申候。二宿と貸申間敷候、勿論不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>行衛<sub>レ</sub>者、不審成者、博奕人に宿貸申間敷候。若貸候事相知候はゞ御仕置可<sub>レ</sub>申付候(地利要方)

とある記述などは、田舎の旅宿にも、そうした傾向が現はれてあつたことを示すものである。

かゝる現象は、要するに、道路交通の發達と共に一般的

に繁盛した宿場、盛り場などの蔭に咲いた時代の惡の華の一つであつたのである。

### ◎ 旅宿と農民

當時の社會構成に於いて壓倒的に多數を占めてゐたものがいふまでもなく、農民であつたに拘らず、旅宿物語の中に彼等の姿が殆ど現はれて來ないのは、農民の故郷への定着性から來る當然の結果ではあるが、それはまた同時に、その頃農民が封建治者に對して置かれてあつた特殊な地位から、必然に受けた、その移動(旅行を)に對する制限を示すものでもある。

一、遠國へ物貰ひ並順禮にあるき候儀可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>無用。若無<sub>レ</sub>據仔細有<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>ば、前方代官へ申斷、可<sub>レ</sub>受<sub>レ</sub>差圖<sub>一</sub>事。

一、庄屋か與頭は無<sub>二</sub>油斷<sub>一</sub>他所に不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>逗留<sub>一</sub>。

一、旅宿仕候處は各別、忌の掛り候親類の外、郷在に一宿爲<sub>レ</sub>仕間敷候。縦近き親類たりと雖、五三日も逗留可<sub>レ</sub>仕候は、庄屋與頭へ可<sub>二</sub>相斷<sub>一</sub>事。

一、見物事、聞事の遊者、其外諸勸進乞食、修行者、郷

中猥に徘徊爲<sub>レ</sub>仕間敷事(「百姓身持之事」)

これ等は、必ずしも旅宿へ宿泊することを制限するものではなく、一般に農民が故郷を離れて他所に宿泊、流浪することを制限せる規定であるが、その目的が百姓を耕地に定着せしめて、不斷に耕作に従事せしめるに在つたことはいふまでもあるまい。彼等がその生活に絶望し順禮、乞食などなつて、耕地を離れることは、彼等の耕作の結果を殆ど唯一の財源とせる幕府や諸侯にとつて重大な脅威であつたのだ。そうした没落者となつて故郷を離れることばかりでなく、百姓が農耕に見切りをつけ、商業の利得に心を奪はれることなども同様に、好ましくならぬことであつた。彼等のそうした傾向に對して爲政者が過敏に警戒を加へた有様は種々の文献に極めて屢と見出されるが、例へば天明年間に書かれた「春濃鶯」に

一、百姓は農業の外は勤なし。商の利潤を好むは身をうしなふ始之事

一、人の富貴を恨むべからず、己が貧をも歎くべからず、

只天を祈而農業の外餘念あるまじき事(傍園筆者)

と誠めてゐるなどは、その一例であらう。また荻生徂徠は「政談」卷一に於いて、人民の移動に對する制限に就き極めて強硬な意見を述べてゐるが、それは江戸時代中葉に於ける治者等の意見を代辯せるものと見て誤ないであらう。

其村所の人、他所へ行て逗留するも遂に歸者故、人別帳には不<sub>レ</sub>除也。夫計に非ず、人々郷里と云者定る故、親類も近處に有<sub>レ</sub>之、幼少よりの友達も充滿たれば、自然と親類友達の前を思ひ悪事はせぬ物也。一町一村の内にても名主の知ぬ人なし。一町一村の人相互に先祖より知り、幼少より知ることなれば、善惡共に明に知ることなる上に、五人組の法を以吟味すれば、何事も隠すと云ふことは曾て成ぬこと也。(中略)店替を自由にし、他國へも自由に行、又他國より來り、其處に住こと自由なれば、日本國中の人入亂れ混雜し、何方も皆假の住居と云者に成、人々永久の心無、隣に構はず、隣よりも此方に構はず、其人の本を知ねば知らぬと云にて何も濟也(下略)

と云つてゐるのは其一つだ。また他の場所に於いて

其旅人商人などにて、暫店を持こと成らば其添狀(故郷の名稱)を請たる者より請判をさすべし。何れも他國(主等から持)參せる添狀を請たる者より請判をさすべし。何れも他國

逗留三年を過すべからず。又旅人に妻を持つること有べからず。人の故郷を離れて他國の人と成ることは、皆先(先旅)にて身上を固むる故也。此二色は名主の世話にして堅く禁すべし。其他國より養子合にして婿に來る者は先

の人別を除いて此方の人別に入ることなれば、奉行所へ届べし。惣て右の旅人一泊も隔たる所より來ば路引有べし。路引無ば不<sub>レ</sub>可<sub>三</sub>指置也(中略)如<sub>レ</sub>此法を立ることは日本國中の人を、江戸も田舎も皆所の定で、是は他國の人と云ふことを極る仕方也。去ば子孫迄之に其處に住して、當時の如く他國と混亂させず、自由に他國の人と成ことを禁制する時は、日本國中の人、皆所を定て、其所の土に付故人たる者に、皆頭支配有て離者と云者は一人もなく、依<sub>レ</sub>之紛者と云は曾て無こと也(同上)

と記してゐるのも同じ主張である。これは必ずしも農民の

みに就いて云つてゐるのではなく、商人其他の者をも含めて、一般に人民の移動または移住を制限すべきことを主張せるものであるが、要するにそれは遠近よりの、江戸への急激な人口集中の現象に刺激せられて、その影響下に於いてせられた主張である。同書の中に、その頃地方の農民が武家其他への奉公を望んで遠近から群衆しつゝあつた事實を述べてゐる點などから考へ、農民の離郷、隨つて都市集中の現象が當時の爲政者の代辯者たる徂徠に、かゝる主張をなさしめた重要な動機であつたものと推察すべきである。彼をして「治の根本は兎角人を地に付るやうにすることと是治の根本也」と結論せしめたのは、貨幣經濟の發展を原因として、漸く齎されつゝあつた新しき社會情勢から受けてゐた封建治者の半ば無意識な脅威そのものであつたのである。

田舎にても大百姓の農業をせず、田地を皆小作に作らせ其身は江戸の仕舞ふた屋(しもと)の眞似をする、者近年は多く見ゆる。是等も皆禁制すべきこと也。又家業を勤

ると云にも、當時は種々の悪事を家業と覺居る者多し。兎角實成筋の家業を勤めさせる様にすべきこと也(同上)といつてゐるのは當時既に富裕な百姓の間には不在地的な現象を生じつゝあつた事實を示すものであつて、同時に治者の憂ふる農民離村の傾向が相當顯著であつたことを物語るものでなければならぬ。かゝる傾向に對して荻生徂徠が、

當時も紀州水戸にては人返あり(人返といふのは他國に在る領民を呼戻すこと)肥前にては出家にても他國に行、十年返らねば親類皆刑せらると承る。薩摩其外九州は、多くは國中の民を外へ出すことを禁ずる當時の例なれば、地頭の權威を以て呼返さんには輒く成べきこと也。當時諸國の民の耕作を嫌ひ、米の食を悦び、百姓を棄て商人に成故、衰微したる村々多きこと度々承ること也(同上)

と云つてゐるのは、農民の離村が諸藩によつて如何に深く憂へられそして抑制せられてゐたかを示して餘りあらう。獨り農民ばかりではなく、全國から江戸へ向つて群集し

て来る四民の群は急激に江戸の人口を増加せしめ遂にその食糧問題までが論議せられるに至つたことは

總じて出羽奥州は土地殊の外広く人民少しと承る也。扱又田舎の人は風俗にて雑穀を食する故、人何程多ても餘らぬ者也。是又御城下の積とは各別也と可<sub>レ</sub>知。當時御城下に數百萬の人を聚め置、諸國の米を悉く御城下へ運び來り、食ひ費すこと、當分は賑かに繁昌に見へて榮たきことなれ共、奥筋に事有は仙臺の米は入まじ。西國の方に事有ば、上方の米は入まじ。其時は御城下の民、食に餓へて騒立ん。然時は何と靜ても堵め難かるべし。殊には飢に迫て何事を爲さんも計難し(中略)其時に至らば爲方便に有まじき也。諸大名の米も皆商人に賣渡したれば、諸國にても其時は難儀甚しかるべし。

とある同書の記述などに徴しても窺知せられよう。かくして江戸をはじめ、都市への人口集中は時代の重要問題として幕府及幕藩の目に映じつゝあつたのだ。

然ば江戸の出口の番所にては印鑑を以て可<sub>レ</sub>改、道中宿々

にては最初の宿、品川板橋千住の類は番所の印を見識、夫より先は段々隣宿の印をさへ見知れば濟むこと也。右の印無者は決して宿す不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>と定べし。(中略)又江戸近隣の村々より江戸へ用足に來る者は出る時の爲計なれば、名主より木札にても渡置、證據とすべし、諸大名の城下も右の通成べし(同上)

とあるなどは、人民の——殊に農民の——移動轉住が如何に爲政者を惱ましつゝあつたかを想見せしめるものである。封建政府は斯如く農民の轉住移動に對して制限を加へると共に、他の一面に於いては、故郷に定住する彼等の生活を少しでも農耕者の生活軌道から、外れしめざらんとした。それは前に掲記した文献によつて窺はれるが享保六年一般に令して

惣て百姓共、博奕諸勝負はいふに及ばず、其外遊事に懸り或は似合ざる風俗を學び、耕<sub>レ</sub>作<sub>レ</sub>懈<sub>レ</sub>怠<sub>レ</sub>いたし候儀は前より重き御法度候條、能に可申聞者也

といつてゐるなどによつて愈々明かに知られるであらう。

爲政者のかゝる態度が、百姓の旅行に對する大きな制限となつたであらうことは想像に難くない。外國旅行者の中にもそうした現象に眼を着けたものか路上に於いて殆ど農民の旅行者に遇ふことがなかつたことを記してゐる者もある(ケルン)

然しそれは要するに比較上のことであつて、時代の變化は百姓の旅行者をも自然に増加せしめつゝあつたに相違ないのである。江戸時代の中葉頃、一定の季節に於いて伊勢路へ向ふ參詣者が一日數萬に達することもあつたといふが

(江戸時代の「道路を往く」) それ等の少からぬ部分は、一生一度の思ひ出

に、伊勢參詣を志す遠近の農民であつたであらう。「東海道中膝栗毛」などにも、旅する田舎者が描かれてゐる。一時的な旅行者ばかりでなく、故郷を離れて他郷に生活を求めなければならぬ農民が、貨幣經濟の發達と共に、如何に急激に増加しつゝあつたかは、彼等の旅行に對する制限が屢々強調せられた事實それ自體によつて立證せられやう。

隨つて、縦へ旅宿物語の中に殆ど姿を現はして來ないか

らと云つて、農民が旅宿と無縁な人々であつたと考へるならば、非常な誤であつて、彼等も少からず旅宿の室にその貧しき姿を現はしてゐたであらう。たゞ、彼等の置かれて在つた地位といふ貧しさがそれ等の物語の表面に彼等を押し出さなかつたに過ぎない。かくて江戸時代に在つて旅宿の利用は參觀交代制に從つて往還せる大名とその家臣、四時季節を選ばずに頻繁に街道を往還する機會を有つた商人、定着性を缺く浮浪的分子などのみによつて獨占せられてゐたかの觀を呈してゐるのである。